

第2次みやき町障害者活躍推進計画

令和7年4月

第2次みやき町障害者活躍推進計画

令和7年4月

機関名	みやき町(町長部局)
任命権者	みやき町長
計画期間	令和7年4月1日～令和11年3月31日
障害者雇用に関する課題	本町においては、積極的に障害者雇用に取り組み、令和6年12月には法定雇用率による必要採用人数は満たしたものの、実雇用率は法定雇用率未達である。今後も適切な採用を進めつつ、採用職員の定着を図り、法定雇用率の達成に取り組む必要がある。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】(各年6月1日時点) (各年度)当該6月1日時点の法定雇用率以上 (参考)令和6年6月1日時点の実雇用率:1.68% 令和6年12月1日時点の実雇用率:2.69% (評価方法)毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 (評価方法)毎年の任免状況通報タイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
③ワーク・エンゲージメントに関する目標	職員の希望や心身の状況を踏まえた職務となるように努め、職務に対する満足度を高める。 (評価方法)面談において実態把握・進捗管理
④キャリア形成に関する目標	【障害者が担当する職務の拡大】 職務の検討を全庁的に働きかけ、新たな職務を開拓する (評価方法)毎年度、対象職務調査で把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する(令和元年9月6日に選任済み)。 ○障害者職業生活相談員を選任して、障害者の職業生活全般についての相談、指導、庁内調整を行う。 ○産業医や衛生委員会と連携して、人的サポートや支援体制の構築を図る。 ○組織外の関係機関(佐賀労働局、鳥栖公共職業安定所、その他支援機関等)と連携体制を図る。

	(2)人材面	<p>○障害者職業生活相談員に選任された者(予定の者を含む。)について、佐賀労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p> <p>○関係機関が開催する障害者雇用に係る研修会等に参加し、担当職員の知識の集積を図る。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
		<p>○現に勤務する障害者や今後採用予定の障害者への面談やアンケート等を通じて把握した能力や希望も踏まえ、全庁にわたって職務の選定及び創出について働きかけ、職務の展開について検討を行う。</p> <p>○所属長は、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討と見直しを行う。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	(1)職務環境	<p>○障害者の要望を踏まえ、就労支援機器の購入等の検討を行う。</p> <p>○新規に採用した障害者については、定期的に、面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○障害者個人の特性に応じた職務上の負担の軽減や除外について、常時配慮を検討する。</p> <p>○措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
	(2)募集・採用	<p>○多様な職務や勤務条件を提示して募集を行うなど、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、障害者の積極的な採用に努める。</p> <p>○採用選考に当たっては、障害の特性に応じた合理的配慮を実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
	(3)働き方	<p>○障害の特性に応じて、勤務時間を設定するなどの柔軟な時間配置を行う。</p> <p>○時間単位の年次休暇や、病気休暇などの各種休暇の利</p>

		用を促進する。 ○定期的な通院などの状況把握に努め、円滑な受診を確保する。
	(4)キャリア形成	○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。
	(5)その他の人事管理	○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。
4. その他		
		○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。